

小丸川~~一ツ瀬川~~水系水防災意識社会再構築協議会規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「小丸川~~一ツ瀬川~~水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、小丸川~~一ツ瀬川~~川流域および近隣河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所調査第一課、~~宮崎県西都~~
~~土本事務所~~高鍋土木事務所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関
し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月30日から施行する。

本規約は、平成29年6月2日から施行する。

本規約は、平成30年1月22日から施行する

本規約は、平成30年5月30日から施行する。

本規約は、令和 2年5月29日から施行する。

本規約は、令和 3年6月4日から施行する。

本規約は、令和 4年3月23日から施行する。

別表－1

小丸川、一ツ瀬川水系水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名	所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長
気象庁 宮崎地方气象台	台長
宮崎県 総務部 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理局長 兼危機管理課長
	河川課長
	砂防課長
	所長
	所長
高鍋町	町長
木城町	町長
新富町	町長
川南町	町長
都農町	町長
西都市	市長
西米良村	村長
宮崎市	市長
九州電力株式会社 宮崎支店	執行役員宮崎支店長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県

調査第一課
河川課
西都土木事務所
高鍋土木事務所

機 関 名	所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長
	工務第一課長
	河川管理課長
	調査第一課長
	高鍋出張所長
気象庁 宮崎地方气象台	防災管理官
宮崎県 総務部危機管理局 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理課長補佐
	河川課長補佐
	砂防課長補佐
	都市計画課長補佐
	総務課長
	河川砂防課長
	西米良駐在所長
	総務課長
工務課長	
高鍋町	総務課長
	建設管理課長
木城町	総務財政課長
	環境整備課長
新富町	総務課長
	都市建設課長
川南町	まちづくり課長
	建設課長
都農町	総務課長
	建設課長
西都市	危機管理課長
	建設課長
西米良村	総務課長
	建設課長
宮崎市	危機管理課参事兼課長
	佐土原・農林建設課長
	警防課長
九州電力株式会社 ○アドバイザー	技術部 土木建築グループ長 宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県調査第一課
河川課5 西都土木事務所
高鍋土木事務所

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、西都・児湯地区の一ツ瀬川流域など5河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、宮崎県西都土木事務所、高鍋土木事務所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この規約は、令和4年3月23日から施行する。

別表－1

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名	所 属 等
気象庁 宮崎地方気象台	台長
宮崎県 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理局長 兼危機管理課長
	河川課長
	砂防課長
	所長
	所長
新富町	町長
川南町	町長
都農町	町長
西都市	市長
西米良村	村長
宮崎市	市長

○事務局 宮崎県

西都土木事務所
高鍋土木事務所

別表-2

西都・児湯地区水防災意識社会再構築協議会 幹事名簿

機 関 名	所 属 等
気象庁 宮崎地方气象台	防災管理官
宮崎県 総務部危機管理局 県土整備部 西都土木事務所 高鍋土木事務所	危機管理課長補佐
	河川課長補佐
	砂防課長補佐
	都市計画課長補佐
	総務課長
	河川砂防課長
	西米良駐在所長
	総務課長
	工務課長
新富町	総務課長
	都市建設課長
川南町	まちづくり課長
	建設課長
都農町	総務課長
	建設課長
西都市	危機管理課長
	建設課長
西米良村	総務課長
	建設課長
宮崎市	危機管理課参事兼課長
	佐土原・農林建設課長
	警防課長

○事務局 宮崎県

西都土木事務所
高鍋土木事務所